

天草不知火海区漁業調整委員会
第373回議事録

令和3年（2021年）2月17日開催

第373回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)2月17日(水)午後2時から
- 2 開催場所 県庁本館 8階 801会議室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎 友村喜一
山口秀康 内野明德 福田靖 山田豊隆 横田政司 鎌賀泰文
藤木美才
(欠席委員) 佐々木倫一、桑原千知
(天草広域本部水産課) 技師 丸吉浩太
(漁業取締事務所) 主任技師 久保英助 技師 水本雅之
(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 松尾竜生 参事 香崎修 参事 高日新也
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 多治見誠亮
技師 東海林明
- 4 議事次第
 - (1) 議題
第1号議案 もじゃこ漁業許可取扱方針の改正について(照会)
第2号議案 熊本県資源管理方針の改定について(諮問)
第3号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ」「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)
第4号議案 漁業法第32条第2項の規定に基づき熊本県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の制定について(照会)
 - (2) 報告
令和2年全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第373回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第373回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

議長

それでは、江口会長お願いします。

皆さん、こんにちは。

今日は、冬に戻り、雪が降るような天気の中、御出席いただきありがとうございます。

なかなかコロナが収束しない状況で、委員の皆様においても、ワクチンが届くまで、十分注意しましょう。

今日は、佐々木委員から欠席する旨の連絡がありました。佐々木委員の欠席は初めてではないかと思えます。

そういうことで、事務局も時間を短縮して進行して頂くようよろしくお願いします。

それでは、ただ今から第373回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 前田委員と山田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思えます。

議題の第1号議案「もじゃこ漁業許可取扱方針の改正について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

昨年12月に改正漁業法が施行され、熊本県漁業調整規則（以下規則といいます。）の改正を行ったことに伴い、もじゃこ漁業許可取扱方針につきましても、条項ずれ等に対応する必要が出てきたことから、今回ご審議いただくものでございます。

資料として、3ページから6ページにもじゃこ漁業許可取扱方針の改正（案）を添付しておりますが、改正点につきましては、7ページ以降の新旧対照表に沿って御説明させていただきます。

それでは、資料7ページをご覧ください。

左側の列が、改正前のもじゃこ漁業許可取扱方針、右側の列がもじゃこ漁業許可取扱方針の改正案となっており、変更箇所には下線を引いております。それでは、変更箇所について説明いたします。

まず、前文ですが、改正した規則の法令番号である「令和2年熊本県規則第51号」を追加し、規則の改正に伴いもじゃこ漁業を定義している条項が変更になりましたので、第7条第1項から第4条第1項第1号へと修正しています。

次に、1の許可対象者ですが、漁業法の改正に伴い、公示による許可制度に変更されたことから、漁協の組合員であることの記述を削除しております。

一方で、誰にでも許可をして良いものではないことから、他の知事許可漁業と同様、「熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者」を追加しております。

次に、3の操業区域、4の操業期間及び許可期間については、規則の改正による表記の変更に伴う、修正を行っています。

次に、5の漁業種類については、もじゃこ漁業が特別採捕許可であった時の規定であり、規則にもじゃこ漁業と定義されていますので、今回の改正に併せて、削除しました。

次に、7の許可隻数についてですが、許可隻数はここ数年33隻で推移しており、採捕計画尾数は、基本的に前年度と同数となるため、採捕尾数が急激に増える見込みはないと考えられることから、他の知事許可漁業と同様に許可の上限を見直し、75隻から50隻へと変更しております。

次に、10の制限又は条件につきましては、規則の改正に伴い、制限又は条件が、条件と言い方が変わりましたので、修正を行っております。また、内容を分かりやすくするために、「もじゃこ漁業の許可には、次の(1)から(3)までに掲げる条件を付する。」を追加しております。

資料10ページから11ページに旗と様式の新旧対照表を掲載しています。主な変更点は、年号の平成を削除し、押印を廃止しております。

なお、もじゃこ漁業につきましても、他の知事許可漁業と同様に、許可にあたって制限措置の公示が必要となります。

もじゃこの来遊状況次第ではありますが、例年4月中旬頃から採捕が始まりますので、次回の本委員会にて、許可のための制限措置について諮問させて頂く予定としております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

浜委員

議長

議長

はいどうぞ。

浜委員

資料8ページを見てください。

7の許可隻数のところで、75隻を50隻に減らすのですか。

水産振興課

現在の許可隻数は、33隻となっております。

浜委員

それであれば結構です。

隻数を減らすことは、漁業者にとっては厳しい制限になると思われましたので。

水産振興課

現在、許可を受けておられる方は、引き続き許可できるよう枠は確保しております。

浜委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「もじゃこ漁業許可取扱方針の改正について」は、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、異議のない旨を回答します。

続きまして、議題の第2号議案「熊本県資源管理方針の改定について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。

熊本県資源管理方針の改定について御説明させていただきます。

資料は12ページ以降となります。

熊本県資源管理方針につきましては、TACの対象となる特定水産資源の管理の手法などを定め、12月1日に施行し、令和3年1月1日からは、「まあじ」及び「まいわし」の新たな資源管理が始まった

ところでは。

1月中旬から下旬にかけては、関係する各漁協を訪問し、新制度における漁獲量報告の方法等について、御説明をさせていただき、御理解いただいているところです。

今回、来る令和3年4月1日以降、新たに「くろまぐろ（小型魚）」「くろまぐろ（大型魚）」及び「するめいか」の新たな管理年度が始まりますので、今回は、それら3つの水産資源の管理手法について、諮問させていただきます。

資料20ページにてご説明をしますのでご覧ください。

別紙1-3及び別紙1-4の「くろまぐろ」につきましては、これまで、国から具体的な数量が配分され、県の漁獲可能量を越えることが無いよう、県TAC計画に基づいた資源管理を行ってきたところです。

今回は、改正された漁業法の下、これまでの管理手法をベースに新たな方針を作成しております。

まず、第1につきましては、特定水産資源名を記載しています。これまでと同様、30キログラム未満を小型魚、30キログラム以上を大型魚として、別の水産資源として管理をいたします。

次に、第2の管理手法につきましては、①水域を中部太平洋条約海域全体とし、②資源管理の対象とする漁業には、広域調整委員会で承認された承認漁業及び定置漁業に加えまして、ウにその他を記載しています。

これにより、これまでと同様、くろまぐろの水揚があった場合は、漁業種類に限らず、漁獲量を県に報告いただく形としています。

(2)の管理手法としましては、①の陸揚げした日からその属する月の翌月10日までを基本としますが、漁獲量が一定の割合を越えた場合は、報告期限を短縮するなどして、即時的な管理を行ってまいります。

具体的には、②のとおり、知事が法第31条の規定に基づく公表をした際は、その日から3月31日までは、陸揚げした日から3日以内に報告としています。

この公表につきましては、下の第4に記載しておりますが、県の漁獲可能量が積み上がり、全体の7割を超えた場合を基準としています。

また、上に戻りまして、②の下の部分ですが、公表日以降は、1日の水揚が100キログラムを超えた場合、速やかに水産振興課に一報いただくことも併せて記載しています。

この2段構えの報告につきましても、これまでの県TAC計画と同じ内容となっておりますので、報告の方法については、これまでとほぼ同

様、という形になっています。

最後に第3につきましては、漁獲可能量の配分の基準を定めています。

これまでの計画との変更点としまして、県の留保枠を具体的に設定しています。

くろまぐろは、漁場の変化による想定外の来遊や定置網における混獲等により、短期間で漁獲量が大きく変動する可能性がありますので、管理年度の当初に、漁業者が漁獲できる管理区分とは別に、県の留保枠（1割）を設けたいと考えています。

漁獲量が想定以上に積みあがった際など、状況に応じてこの枠から漁獲可能量を再配分することにより、できるだけ操業に支障が生じない形での柔軟な対応を行いたいと考えます。

続きまして、別紙1-5をご覧ください。

この別紙では、するめいかの資源管理の手法を定めています。

本県では、この水産資源の漁獲はごく少なく、これまで漁獲可能量の配分はありませんでしたが、今回の水産改革によりその基準が見直され、漁獲量が少ない本県においても、TACによる資源管理を行こととなりました。

配分量につきましては、「現行水準」という形で配分が行われますので、県における管理方法としましては、水揚げがあった場合はすべて報告、という形の、まあじやまいわしと同様の管理を行っていきたいと考えます。

具体的な記載としましては、中段の②において、対象者を漁業種別に規定しています。

これまで、各組合に漁獲状況をお尋ねしてきた中で、少量ながらも漁獲の可能性がある漁業種類として、小型機船底びき網漁業、敷き網漁業、及び定置漁業をそれぞれアからウに定めています。

また、エにおいて、その他の漁業を定めることで、まあじやまいわしと同様に、もし水揚げがあった場合は、全ての漁業種類で漁獲量報告をいただく形としています。

第4においては、漁獲努力量の規定をしており、表にある3つの漁業種類について、船舶の隻数や漁具の数を設定しています。

この努力量の上限は、関係する許可の定数や現在の免許数を設定していますので、現在許可等を持っている漁業者は、すべてこれまでどおりの操業が可能になるとしています。

水産振興課の説明は以上です。

なお、決議に際しましては、今後の国との協議等において必要の生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等につきまして、県に御一任

いただきますよう、併せてお願いしたいと思います。
御審議のほどお願いいたします。

議長 　　ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

脇島委員 　　マアジですが、サビキで年配の方々が楽しみにして釣っていますの
で、あまり言いたくないのですが、匹数で言えばかなりの数が釣られ
ています。それについても、報告義務が生じますか。

水産振興課 　　はい。

議長 　　はいどうぞ。

水産振興課 　　防波堤から、サビキにより釣りをする場合は、遊漁になりますの
で、それについては報告は不要です。

脇島委員 　　分かりました。

鎌賀委員 　　はい。

議長 　　はいどうぞ。

鎌賀委員 　　スルメイカは、餌の目的で釣る人はいませんか。

議長 　　なわはえで釣る人がいるかな。一本釣りで釣る人もいるようだ。

水産振興課 　　餌目的で漁獲した場合も、報告する必要がありますので、重量を測
定して報告していただきたいと思っております。

議長 　　そうは言っても、餌だから生かさないと価値がないから。釣ったら
そのまま生け簀に入れるからな。難しいのではないか。

鎌賀委員 　　実態として水揚げする訳ではないんですら。

議長 　　そうそう。

鎌賀委員 　　具体的にどう対応すれば良いんでしょうか。

水産振興課 餌用であっても、生け簀に入れる前に重量を測定して報告いただくことにつきまして、御理解いただきたいと思います。

議長 他にございませんか。
よろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは特に無いようですので、第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。
それでは、第2号議案については、「特に意見なし」と答申します。
続きまして、議題の第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ」「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課です。宜しくお願い致します。
「特定水産資源「くろまぐろ、するめいか」について、諮問させていただきます。
資料の29ページをお開きください。
さきほど第2号議案でお諮りいただきましたことと一部重複しますが、要点のみ改めてご説明いたします。
いずれの魚種も、4月1日から翌年3月31日までが管理期間です。
「くろまぐろ（小型魚）」については、次の管理期間では水産庁から本県への割り当て量が3.5トンと連絡がきております。これは、今年度当初と同じ数量です。
さきほどのお話にありましたように、3.5トンのうち概ね9割を知事管理区分に配分するものとし、約1割の0.3トンを県留保として差し引いた、3.2トンが配分量となります。
「くろまぐろ（大型魚）」については、本県への割り当て量が6.0トンと連絡がきており、こちらも、今年度当初と同じ数量です。
6.0トンのうち概ね9割を知事管理区分に配分するものとし、約1割の0.6トンを県留保として差し引いた、5.4トンが配分量となります。

次に、「するめいか」についてです。

「するめいか」はこれまで、水産庁から配分の明示は無かったのですが、漁業法改正に伴い本県には新たに「現行水準」が割り当てられます。

数量の明示はないので操業はこれまでどおり行うことができますが、さきほどのお話のとおり、漁獲量の報告義務が新たに生じることが大きな変更点です。

本議題に関しては以上になります。なお、今後のTAC魚種の諮問予定ですが、7月から新しい管理期間に入る「まさば・ごまさば」を6月までの間に、今回と同様の形で諮らせていただく予定です。

私の方からのご説明は以上になりますが、第2号議案と同様に、国との承認手続きにおいて微小な変更が生じた場合はご了承いただければと思います。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第3号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、「特に意見なし」と答申します。
続きまして、議題の第4号議案「漁業法第32条第2項の規定に基づき熊本県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の制定について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第4号議案「漁業法第32条第2項の規定に基づき熊本県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の制定」について皆様の意見

を伺いたく、照会させていただいております。

資料は31ページをご覧ください。

昨年12月1日に改正された漁業法第11条第1項の規定に基づき定められた国の資源管理基本方針において、くろまぐろのうち30キログラム未満のものを指す「くろまぐろ（小型魚）」及び30キログラム以上のものを指す「くろまぐろ（大型魚）」が特定水産資源に定められ、その後の改正により、まあじ並びにまいわし対馬暖流系群等が特定水産資源に加えられました。本県では、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）についてのみ、数量での漁獲可能量の割り当てがあり、漁獲量がその値を超えないよう、それぞれ個別に管理を行っていく必要があります。

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲量が積み上がり、県の割り当てを超過する恐れが著しく高い場合には、採捕のペースを考慮した上で、知事は漁業法第33条に基づく採捕停止命令を発出する可能性があります。そのような事態に陥る前に、知事は漁業法第32条第2項に基づき、助言、指導及び勧告を行うことで、漁獲量の積み上がりを抑えることができます。そこで、県では、「漁業法第32条第2項に基づき知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針」を制定します。なお、「漁業法第32条第2項に基づき知事が行う助言、指導及び勧告に関する運用指針」はこれ以降、単に行政指導指針と呼ばせていただきます。

行政指導指針で定めている、漁獲量が積み上がった場合に知事が助言、指導及び勧告を行うタイミング及びその内容については、資料35ページにあります、従来『熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画』の『（別添1）熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 第1の別に定める「くろまぐろ」』の第4の1（5）に定められ、運用されていたものに準じています。

管理は、くろまぐろ（小型魚）又はくろまぐろ（大型魚）に分けて行われますが、内容は変わりませんので、ここではくろまぐろ（小型魚）について、説明させていただきます。資料の32ページをご覧ください。行政指導指針の第1の1では、くろまぐろ（小型魚）において、各知事管理区分における漁獲量の総量が、当該知事管理区分に割り当てられた漁獲可能量の70パーセントを超えた場合、早期是正措置として、くろまぐろ（小型魚）をとることを目的とした操業を自粛、生存個体を全て放流、くろまぐろ（小型魚）の採捕はやむを得ない場合のみとする等の助言、指導及び勧告を行うこととしています。そして、90パーセントを超えた場合は、漁獲の状況や漁期終わりまでの残り日数等を考慮した上で、採捕停止命令を発出する可能性があ

ることから、くろまぐろ（小型魚）の採捕を抑制するよう助言、指導及び勧告を行います。また、漁獲の状況や漁期終わりまでの残り日数等を勘案し、当該知事管理区分における漁獲可能量を超過しないと判断される場合等には、助言、指導及び勧告を行わないこととします。次に行政指導指針第1の2では、全ての知事管理区分に対し、一律に助言、指導及び勧告を行う場合について定めていますが、本県では知事管理区分は各特定水産資源に1つしか定めていませんので、運用の上では第1の1と同じ扱いになります。

なお、本行政指導指針素案については、令和3年2月5日から3月6日までの30日間、パブリック・コメントを実施しております。施行の際はパブリック・コメントで頂戴したご意見を参考に素案を修正したものを交付、施行することになりますので、ご了承いただきたく思います。

説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

鎌賀委員

はい。

議長

はいどうぞ。

鎌賀委員

資料31ページ目の表に、90パーセントを超えた場合は、採捕
停止命令をする可能性があると思いますが、漁業法が手元にないので
分かりませんが、これは誰がするのですか。

議長

事務局どうぞ。

水産振興課

採捕の停止命令は知事が行うことになります。

鎌賀委員

知事ですか。

水産振興課

はい。

議長

他にございませんか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第4号議案については、異議のない旨を回答してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第4号議案については、異議のない旨を回答します。

次に、議事(2)の報告「令和2年全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局です。

今回御報告させていただき、令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果につきましては、2月3日付けで送付させていただきました本委員会開催通知には、記載しておりませんでした。全国海区漁業調整委員会連合会から要望活動の結果が送付されましたので、追加で御報告させていただきたく思います。御了承いただきますようお願いいたします。

資料は、40ページ以降になります。

はじめに、全国海区漁業調整委員会連合会が行う要望活動について御説明いたします。

要望活動は、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに構成する全国の海区漁業調整委員会から提案された要望を、全国海区漁業調整委員会連合会が集約して1つの要望書としてとりまとめ、毎年5月に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会に諮り、同年6月から7月にかけて、関係省庁に対して要望活動を行います。

昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会が書面決議により行われ、関係省庁への要望活動も昨年8月に実施されました。

資料41ページをご覧ください。

令和3年(2021年)2月4日付け2全漁調連第10号により、全国海区漁業調整委員会連合会会長 志岐富美雄から、令和2年度要望活動にかかる結果が送付されました。

資料42ページをご覧ください。

令和2年度九州ブロックから提出された要望一覧を掲載しております。

熊本県連合海区からの要望は、2番、6番、17番、22番になります。

令和2年度の要望結果につきましては、資料が全29ページに及びますので、熊本県連合海区から提出した要望に関連する回答についてのみ御報告させていただきます。

資料43ページと44ページをご覧ください。

熊本県連合海区及び九州ブロックからの要望と、それに対する関係省庁からの回答を取りまとめた資料になります。

資料の左から、熊本県連合海区から提出した要望を、九州ブロック要望項目の欄のとおり取りまとめて関係省庁に対して要望した結果、資料右端のとおり関係省庁から回答を得ておりますので、内容につきましては、後程、お時間あるときに御覧いただければと存じます。

資料45ページをご覧ください。

要望活動は、令和2年(2020年)8月6日に、農林水産委員長、農林水産省農林水産大臣、水産庁、外務省、国土交通省海上保安庁、同省海事局に対し、要望書を送り、資料50ページ目以降に、書面による回答を添付しておりますので、後程ご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動に対する、関係省庁からの回答の報告とさせていただきます。事務局からは以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

浜委員

議長

議長

はいどうぞ。

浜委員

資料の45ページを見て下さい。ミニボートの要望に対する回答について、どこの関係省庁も回答してないですが大丈夫ですか。何も決まっていなかったんですか。

事務局

はい。

議長

事務局。

事務局

資料の見方なんですけど、ミニポートによる危険行為の防止につきましては、下に①から④まで示されておまして、これが関係省庁からの回答ということになります。

浜委員	そういうことですか。分かりました。ちゃんと回答はあっているということですね。
事務局	はい。
議長	他にございませんか。 よろしいですか。
委員	はい。
浜委員	もう1つ良いですか。
議長	はいどうぞ。
浜委員	最後のミニボートの保険加入義務について、加入しなければ罰則があるということ。
事務局	そこについても今後、保険の加入について積極的に加入を推進する方向で検討するという回答になっております。
浜委員	はい、わかりました。
議長	他に何かございませんか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、議事（2）の報告の質疑は終了いたします。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
委員	なし。
議長	事務局から、何かありませんか。
事務局	ありません。

議長

それでは、これで第373回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。